

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業活動が多角化・グローバル化される中で、当社グループ各社の個別最適ではなく、グループとしての全体最適を追求するシステムとしての「一体経営型グループガバナンス」を強化する必要があると考えており、これを具現化するために内部統制委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、J-SOX委員会及び中央安全衛生委員会を設置しております。

「一体経営型グループガバナンス」は、当社事業と子会社事業が連携し、相互によるシナジーを追及するのに効率的であり、また、当社の経営者による統率のもと、グループ各社が一丸となって邁進し、当社の企業価値を持続的に高めるために必要なシステムであると考えております。そして、当社グループが、企業活動を行ううえでの基本的な考え方として企業行動指針を以下のとおり制定し、グループの役員及び従業員に周知・徹底しております。

【パーカーコーポレーショングループ企業行動指針】

1. 法令等の遵守

法令及び社内規程を遵守し、責任感をもって公正な企業活動を行う。

2. 顧客の信頼獲得

顧客のニーズにこたえる製商品・サービスを提供し、顧客の信頼を獲得する。

3. 仕入先との信頼関係

公正な取引を通じて仕入先との信頼関係を築き、共に発展する。

4. 株主・債権者の理解と支持

企業情報を適切に開示し、透明な企業経営により株主及び債権者からの理解と支持を得る。

5. 人材重視の取組み

社員に働きがいがあり、各自が能力を発揮できる職場環境をつくる。

そのための教育の機会を提供する。

6. 安全・衛生への取組み

安全及び衛生に関する取組みの重要性を認識し、自主的かつ積極的に行動する。

7. 環境問題への取組み

環境に関する法令等を遵守し、地球環境に配慮した活動を行う。

8. 信頼のおける財務・会計

財務及び会計に係る記録や報告は、企業会計の基準に則って適時かつ正確に行う。

9. 反社会的勢力への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たない。

10. グローバルな経営活動

国や地域の文化や慣習を尊重し、地域の発展に貢献する経営を行う。

11. 経営者の役割

経営者は、この行動指針を率先垂範して、パーカーコーポレーショングループに周知・徹底する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 株主総会における議決権行使】

当社の株主構成における海外投資家の比率は、現時点では相対的に低いと考えているため、議決権電子行使プラットフォームの利用等はしておりません。

ただし、今後、当社の株主構成の変化により、必要性が高まった場合は、議決権電子行使及び招集通知の英訳を進めてまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

社内にて策定している中期経営計画については、適切な開示方法を検討いたします。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

当社の株主構成における海外投資家の比率は、現時点では相対的に低いと考えているため、英語での情報開示等はいたしません。

ただし、今後、当社の株主構成の変化により、必要性が高まった場合は、英語による情報開示等を進めてまいります。

【補充原則4-1-2】

中期経営計画の分析等については、その内容及び適切な開示方法を検討いたします。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

経営陣の報酬については、当社の持続的な成長にかなうインセンティブ付けを検討いたします。

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)】

取締役(社外取締役を除く)の報酬については定時株主総会後の取締役会で、担当職務、業績への貢献度等を考慮して決定しております。業績と連動する報酬についての検討も行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

〈政策保有に関する方針〉

事業の拡大や持続的発展のために様々な企業との協力関係が重要と考え、事業上の重要性や取引先との関係を総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については保有する方針です。

〈政策保有株式の議決権行使基準〉

当社は、政策保有株式の議決権については、当社及び投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点から、その行使の判断を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役と当社との自己取引及び間接取引について、取締役会で決議いたします。

また、主要な株主と当社との取引条件については、市場価格、仕入価格を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 経営理念等や経営戦略、経営計画

(1) 当社の経営基本方針は、パーカーコーポレーショングループのマーケティング力を駆使し、開発力、技術力を結集した先進的商品を開発して製造から販売、アフターサービスに至る活動により、顧客の合理化と発展に寄与するというものです。

(2) 経営指標・戦略等は、決算短信で開示しております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

〈基本的な考え方〉

本報告書「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

〈基本方針〉

(1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。

(2) ステークホルダーとの適切な協働に努める。

(3) 適切な情報の開示・提供を行う。

(4) 取締役会は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、重要な業務執行に関する事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(5) 中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話に努める。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

(1) 方針

当社の取締役の報酬の決定に当たっては、担当職務、業績への貢献度、能力及び責任等を総合的に勘案しております。

(2) 手続

取締役別の報酬額については、上記方針に基づき、取締役会で分配方法の協議を行った後、代表取締役及びそれに準じる取締役の協議によって決定しております。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(1) 当社は、取締役の選任にあたっては、業務経験、業績評価を重視するとともに、人格や見識の広さ等を考慮しております。

上記を踏まえ、株主から委任された経営に関する職務と責任を全うできる適任者を取締役会において候補者として決定いたします。

(2) 当社は、当社の経営に対する監査を全うできる人格・見識を考慮し、代表取締役が監査役適任者を監査役会に推薦します。

その上で、監査役会の同意を得て取締役会において監査役候補者を決定いたします。

5. 取締役会が上記4を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、「定時株主総会招集ご通知」の添付書類である「株主総会参考書類」において、取締役候補者及び監査役候補者についての個々の指名理由を開示しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、法令により取締役会で決議することとされている事項及び社内規程に定める重要な業務執行を決定いたします。

それ以外の業務執行の権限を社内規程に基づき業務執行取締役や業務運営組織の長に委譲しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しております。現段階で社外取締役は1名ではありますが、独立した立場から取締役及び監査役と意見交換を行っており、当社の独立社外取締役としての責務を果たしております。

更に、社外監査役による監査も行われていることから、社外役員3名で経営に対する監督及び監査は機能していると考えております。

ただし、今後、当社の経営環境が変化し、社外取締役を増員する必要が高まった場合は、社外取締役の候補者を選定すべく検討いたします。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の独立性判断基準につきましては、東京証券取引所が定める基準に準じております。

また、社外取締役の選任に当たっては、当社経営陣に対する監督機能を有していることを重視しております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、当社における豊富な業務経験を有する社内取締役及び専門的知識や独立した視点を有する社外取締役で構成され、適切な意思決定と経営監督を図っております。

取締役の選任に関する方針・手続は「原則3-1 (情報開示の充実)4」に記載のとおりです。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の役員の兼務状況は、「定時株主総会招集ご通知」の添付書類である「事業報告」に記載しております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会が実効的であるか否かを判断するため、取締役及び監査役が質問票に回答し、その回答結果に基づき、取締役会で議論しました。その結果、取締役会の構成及び運営に関しては概ね適切であることが確認されましたが、より実効性を高めるためには、取締役会に提出される資料の更なる工夫が必要であることも確認されたため、改善策を講じました。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社の取締役及び監査役に対するトレーニングの方針は、下記のとおりです。

1. 内部昇格による新任取締役

取締役として習得すべき法的知識の理解促進や経営一般に関する知識の習得のため、セミナーを活用いたします。

2. 社外取締役

当社の経営戦略、事業内容及び財務内容等について財務担当取締役から個別に説明の機会を設けます。

3. 監査役

個々の監査役に適したセミナーへの参加機会を提供いたします。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主及び投資家の皆様に正確な情報を公平に提供することが必要であると考え、下記2から5のとおり体制を整備し、取組みを行っております。

2. IR体制

IRは、財務担当取締役が統括し、経理部及び総務部が担当いたします。

3. 対話方法

機関投資家の皆様による取材申込みにつきましては、個別に対応いたします。

個人投資家の皆様に対しては、当社ホームページに業績、事業内容及び経営方針等を掲載いたします。

4. 社内へのフィードバック

株主及び投資家の皆様との対話によって得られた意見等は、必要に応じて財務担当取締役が社長・取締役会に報告いたします。

5. インサイダー情報の管理

株主及び投資家の皆様との対話においてインサイダー情報は伝達しないよう社内規程に則り、徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本パーカライジング株式会社	6,058,610	22.60
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライスト ストック ファンド	2,414,000	9.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,569,000	5.85
ユニベスト株式会社	1,476,000	5.50
株式会社日本パーカーライジング 広島工場	877,028	3.27
公益財団法人 里見奨学会	646,000	2.41
里見 菊雄	595,000	2.22
株式会社旭千代田ホールディング	548,000	2.04
浜田 信	490,000	1.82
納塚 康子	402,568	1.50

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期

3月

業種

化学

直前事業年度末における(連結)従業員数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情更新

(1)親会社等の企業グループにおける上場会社の位置づけ、その他の上場会社と親会社等の関係について

当社は、金属表面処理剤等の製造販売を行っている日本パーカライジング株式会社(東証一部)グループに属しております。当社は、同社持分

法適用会社であり、同社は当社の議決権の23.5%にあたる株式を所有しております。一方、当社は同社に対し1.7%の出資を行っております。

(2)親会社等からの独立性の確保について

当社の主要な事業内容は、自動車・家電・鉄鋼業界を主な対象市場とする機械・化成品・化学品及び産業用素材等の製造販売を行っております。日本パーライジング株式会社では金属及び金属製品等の表面処理加工品及び表面処理剤の製造販売を行っておりますが、その主な製商品内容は、塗装下地処理及び熱処理用等金属表面の組成を化学変化させる工業用薬品であります。当社化学品部門においても工業用薬品を扱っておりますが、その内容は鉄鋼・自動車・家電等業界向けの各製造プロセスにおける洗浄・脱脂・防錆等を目的として使用される工業薬品であり用途が全く異なることから同社との競合は存在していません。

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期的な情報交換により連携し、より多面的な視点から監査体制の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
庄司 作平	他の会社の出身者										△	○			
西 桂二郎	他の会社の出身者														○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
庄司 作平	○	——	財務・会計に関する知見と経営に関する経験を有していること及び業務執行者から独立した立場にあり、なおかつ一般株主の視点を備えた監査機能を有していることから、独立役員として指定いたします。
西 桂二郎	○	——	企業経営に関する経験を有していること及び業務執行者から独立した立場にあり、なおかつ一般株主の視点を備えた監査機能を有していることから、独立役員として指定いたします。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	3名
--	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与には、総合的な観点から判断する必要があり、慎重な姿勢で臨んでおります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額には使用人兼取締役の使用人分給与相当額(賞与を含む)を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬は株主総会において決議された報酬総額の限度額の範囲内で、取締役会の決議により決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制として独立した組織はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行:取締役会につきましては、現在11名の取締役(うち1名は社外取締役)で構成され、定款及び取締役会規程に定められた重要事項を決定すると共に取締役の業務執行状況の監督等を行っております。なお、取締役会は原則として、月2回開催しております。

監査・監督:監査役会を設置しており、現在監査役会は監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、原則として、月1回開催しております。監査役は、会計監査人より受ける会計監査報告、取締役会や社内重要会議への出席、各事業部門、支店営業所等の往査及び子会社の調査を通じて監査をしております。

報酬決定:株主総会において承認された報酬額(年額)の範囲内で、取締役については取締役会決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を1名、社外監査役を2名選任しており、経営に対する監督又は監査が機能する体制を整えております。また、現在の企業規模、事業内容から判断しますと、このような体制をもって経営上の重要事項を客観的かつ機動的に協議し、執行することが可能であることから、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、その前日を総会日に設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社では、現在のところ 投資家向けの定期的な「決算説明会」や「会社説明会」の開催は行っておりませんが、株主や投資家のご要望にもとづき個別に会社の概況や事業内容の説明等により対応しております。 また、適時開示の観点から重要と判断される会社情報に関しては、当社ホームページのトピックス、投資家情報、ニュースリリース等の該当箇所に来る限り正確にして迅速に掲載する様心がけております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重するため、企業行動指針、役職員行動規範、コンプライアンス規程を整備しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制】

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、企業行動指針及び役員行動規範等を周知徹底することにより、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。
- (2) 当社は、内部通報規程に基づく通常の業務ラインとは独立した社内報告制度により、法令、定款、社内規程に違反する行為の未然防止及び早期発見を図る。
- (3) 業務執行部門から独立した内部監査室が、コンプライアンス体制を含む内部統制システムの整備・運用状況を監査し、その結果について、代表取締役及び監査役に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る文書その他の情報を適切に保存、管理する。また、取締役及び監査役は常時これらの文書その他の情報を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理委員会を設置するとともに、リスク管理規程に従い、リスクを適切に管理する。
- (2) リスク管理委員会は、リスク管理の状況を取締役によって構成される内部統制委員会へ報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会規程に従い、取締役会を原則月2回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- (2) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、各組織の業務権限及び責任を定めた業務分掌職務権限規程及び決裁手続規程に基づき組織的かつ効率的に執行する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、関係会社管理規程に基づく子会社から当社への決裁・報告制度により、子会社経営の管理を行う。また、当社から子会社に取り締役又は監査役を適宜派遣することにより、業務執行を監督する。
- (2) 当社は、当社及び子会社からなる当社グループに適用するリスク管理規程等に基づき、リスク管理を行う。但し、子会社のリスク管理は、他の株主との関係及び海外においては当該国の法令、慣習の違いを考慮し、段階的な導入を進める等、適切な方法により体制整備に努める。
- (3) 当社は、子会社の事業計画及び予算を管理するため子会社の代表者が出席するグループ予算会議を開催する。また、当社は、子会社の業績及び財務状況等を把握し、適切な助言を行うことにより、子会社の業務の効率性向上を図る。
- (4) 当社は、子会社の規模、業容及び当社グループにおける重要性等を踏まえ、企業行動指針及び役員行動規範等を、子会社に周知することにより、当社グループのコンプライアンス体制の構築を図る。
- (5) 当社の監査役は、子会社の監査を行うとともに、子会社の監査役と意見交換等を行い、連携を図る。
- (6) 当社の内部監査室は、当社グループにおけるリスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備・運用状況を監査し、その結果について、当社代表取締役及び監査役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求めがあった場合は、取締役と監査役との協議により、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を置く。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 取締役が、監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、懲戒処分等の人事権を行使する場合は、監査役の同意を得なければならない。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務の補助を優先して従事させる。

8. 当社及びその子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 監査役は、当社の取締役会及び重要な会議に出席し、経営上の重要情報を把握する。更に、監査役は、重要な稟議書その他経営に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその報告を求めることができる。
- (2) 当社グループに適用する内部通報規程等に基づき、監査役は、法令違反等に関する報告を子会社の取締役又は使用人、もしくは内部通報規程等に定められた担当者から受ける。
- (3) 当社は、当社監査役に法令違反等に関する報告を行った当社グループの者が、その報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

9. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

- (1) 監査役は、職務の遂行にあたり弁護士、公認会計士等の外部専門家を必要に応じて活用することができる。また、当社は、監査役の職務の遂行に必要な費用を認められる場合を除き、その費用を負担する。
- (2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を開催する。また、監査役は、会計監査人から定期的に報告を受け、その際に必要な意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは、いかなる取引も行わないことを基本的な考え方とし、商取引に関する条件を定めた基本契約書には、取引の相手が反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに当該契約を解除することが出来る旨を定めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- (1) リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会より構成される内部統制プロジェクトが存在します。
- (2) 反社会的勢力の排除に向けた基本的考え方及びその整備状況について、当社では『コンプライアンス規程』なる社内規程を整備し、当該規程の第5条において“反社会的勢力との関係断絶”に関する基本的考え方と違法行為や反社会的行為への関与の回避、及び基本的法律知識の習得等に関する内容を記載しております。